

平成 19 事務年度主要行等向け監督方針について

金融規制の質的向上

金融行政を巡る局面のシフト

- これまでの不良債権問題や利用者保護などに対する取組みの一層の定着・深化を図っていく必要。
- 我が国金融・資本市場の国際競争力強化が優先的政策課題。金融規制・監督の質が改めて問われる状況。

監督の質的向上

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

重点分野

1. 利用者保護の徹底と利便性の向上

主要行等においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法の施行を踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められている。また、組織犯罪による金融サービスの利用を防止するための対応の必要性も高まっている。こうした状況を踏まえ、以下の点について重点的な監督を行う。

- (1) 顧客説明及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- (2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応
- (3) システムリスク管理態勢の適切性の確保
- (4) 業務運営の適切性を確保するための態勢整備
- (5) 借手ニーズに対応した審査・融資管理態勢
- (6) 外部委託先における適切な業務運営の確保
- (7) マネー・ローンダリング防止等に係る取組み

2. リスク特性を踏まえた管理態勢等

金融機関の財務の健全性を持続的に確保するためには、経営者の自主的・持続的取組みにより、適切なリスク管理が行われることが重要。そのため、各金融機関におけるリスク管理態勢が、業務の変化や環境の変化の構築状況を踏まえたものとなっているか検証するとともに、主要なリスク・シナリオに対する認識及び経営上の対応状況について議論を行う。

- (1) リスク・リターンの視点を踏まえた業務運営
- (2) 運用資産の多様化への対応等
- (3) 自己資本の質の向上
- (4) バーゼルⅡへの対応

3. コングロマリット・国際化への対応

主要行等において、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展していることを踏まえ、グループ内の各拠点や海外業務に対して、本部による適切な業務管理が行われているかについて、重点的に監督することとし、必要に応じて海外当局との緊密な連携を図る。

- (1) コングロマリットへの対応
- (2) 国際化への対応
- (3) 我が国金融・資本市場の国際化に向けての監督の改善